

令和7年度 桜小学校の取り組み

I 学校教育目標と具体目標

1 基本目標

教育基本法，学校教育法，新学習指導要領並びに本県・本市の教育の指針に基づき，本校の実態・地域の実情を踏まえて，人間尊重の精神を基本とし，本校の教育目標を次のように設定する。

【基本目標】自ら考え，共に学び，心豊かにたくましく生きる児童の育成

2 具体目標（指標とする子ども像）

- (1) たくましい子【たくましい体力と活力】：体力・気力・活力がみなぎり物事をやり抜く子
・体力の増強 ・根気・忍耐力の増強 ・自主性，自律性の定着
- (2) 考える子【個性と創造性の伸長】：個性を生かし自分で解決しようと努力する子
・基礎・基本の定着 ・個に応じた指導・支援の推進 ・共に学ぶ学習の推進
- (3) 働く子【勤労意欲と実行力】：ねばり強くめあてに向かって全力を尽くす子
・自己抑制と頑張る心の育成 ・勤労意欲の増進 ・役割を担い参画する意識の向上
- (4) 思いやりのある子【豊かな心情と協調心】：思いやりをもち，協調しながら生活する子
・認めあい，思いやり，助け合いの心の育成

3 学校経営の理念

人間尊重と共生・協同を学校経営の基盤とし，桜小学校の歴史と伝統を継承し，教職員相互の信頼と協調のもとで，児童一人一人のもつよさや可能性を認め伸ばし，未来を拓く，たくましい人間の育成に努める。

～「一人一人のより良い未来のために，子どもたちの今に，全力でかかわる『チーム桜』」～

4 目指す学校像

- (1) 一人一人の児童が輝いて，楽しく学び合う学校
 - ・一人一人が生き生きと活動している学校
 - ・豊かな心を育てる充実した教育が展開されている学校
- (2) 確かな学力を身に付けさせる学校
 - ・分かる授業を展開し，確かな学力を育てている学校
 - ・学習環境・言語環境が充実し整備されている学校
- (3) 安全で安心な，信頼される学校
 - ・開かれた教育活動を展開し，児童・保護者・地域住民から，信頼される学校
 - ・地域の教育力を生かしながら，地域とともに歩み，ともに子どもを育てる学校

5 目指す教職員像

- (1) 心身ともに健康で明るく，協働する教職員
- (2) 深い児童理解のもと，児童に向き合い，ともに歩む教職員
- (3) 自己研鑽に励み，自らの資質・能力の向上のために研修・研究を積み重ねる教職員

II 学校経営の方針と本年度の努力点

1 学校経営の方針

- (1) 深い児童理解のもと，豊かな心を醸成する教育活動を積極的に推進するとともに，心豊かでたくましく生きる児童を育成する学校づくりに努める。
- (2) 一人一人の児童の個性・能力を把握し，基礎・基本を確実な定着及び「分かる授業」の展開を図るとともに，確かな学力の向上を目指す。
- (3) 児童の健やかな成長のため，児童が本来もっている力を発揮できるように，一人一人に寄り添いながら温かくきめ細かな指導を行う特別支援教育の推進に努める。

- (4) 教職員としての使命と責務を自覚し、専門職として日々研鑽に努め、個々の指導力及び資質の向上を図るとともに、校内業務の適正化（特に、効率化）を推進することにより、教職員一人一人が心身ともに健康な状態で児童と向き合う時間を十分に確保し、活力ある学校づくりに努める。
- (5) 学校・家庭・地域社会との連携を密にして、地域の教育力を活用しながら、地域とともにある学校づくりと小中一貫教育の推進に努める。

2 本年度の努力点（◎今年度重点項目）

(1) たくましい子【体力・気力・活力がみなぎり物事をやり抜く子】

- ◎ 健康や安全を意識し、主体的に考えて行動できる児童の育成
 - ・ 安全な生活の仕方等安全指導の徹底
 - ・ 安全に対する判断力や行動力の向上
- 体力の向上
 - ・ 教科体育の充実
 - ・ 「なかよしタイム」における運動集会等の実施
- 保健教育や食育に関する指導の充実

(2) 考える子【個性を生かし自分で解決しようと努力する子】

- ◎ 進んで学習に取り組み、共に学び合い、表現できる心豊かな児童の育成
 - ・ 「さくらの学び」の定着と「学び合い」の充実
 - ・ 思いや考えを表現する活動の充実
 - ・ 協働して課題を解決したり、活動に取り組んだりする態度の育成
- 指導方法や指導体制の工夫
 - ・ 個に応じた指導の充実
 - ・ 少人数指導・習熟度別学習の充実
 - ・ ICTを活用した学習活動の推進（※1人1台端末の積極的な活用）
- 家庭学習や読書の習慣化
- 校内研修の充実（1人1授業の実践）

(3) 働く子【ねばり強くめあてに向かって全力を尽くす子】

- ◎ 児童の主体的な活動の推進
 - ・ 行事・活動ごとの振り返りの累積「自分は何を担い、何をやり遂げたか」
 - ・ 児童会活動や当番・係活動の充実
- 整理整頓と清掃活動の強化・充実
 - ・ 時間内清掃の徹底
 - ・ 清掃強化週間設定による意識化
 - ・ さくら地区クリーン活動の充実

(4) 思いやりのある子【思いやりをもち、協調しながら生活する子】

- ◎ 豊かな心の育成と思いやりのある言葉遣いの日常化
 - ・ 児童が互いのよさを認め合える学級経営
 - ・ 道徳教育（宮っ子心の教育）の充実
 - ・ 縦割り班活動の充実
 - ・ 通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習の推進
- 規律ある生活習慣の構築
 - ・ あいさつの習慣化指導の推進
 - ・ 生活目標を活用した指導の充実
- いじめ未然防止及び早期対応の取組の充実

3 特色ある学校づくり等に関する取組

(1) 育てたい資質・能力

- 特別支援学級の拠点校として、インクルーシブ教育の視点に立ち、個に応じた支援の充実を図るとともに、交流および共同学習を推進して、思いやりの心をもって互いのよさを認め合える豊かな人間関係を醸成する。
- 縦割り班活動などの自治的な活動を推進し、コミュニケーション能力を育てるとともに、役割を担い主体的に参画する態度を育成する。

(2) 具体的取組

- ①各教科・領域・総合的な学習の時間
 - ・ 「さくらの学び」と「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業研究会などの校内研修

②縦割り班活動

- ・なかよし班活動：共遊，児童会集会活動，各種大会，縦割り班清掃

③交流活動

- ・特別支援学級と通常の学級との交流，
- ・幼稚園・保育園児，高齢者・地域の方との交流
- ・他校児童との居住地交流，小中交流

④家庭・地域との連携・協力

- ・地域の施設や人材の協力を得た授業
- ・読みきかせ等の学校支援ボランティアの協力
- ・地域公園の清掃活動（桜地区クリーン活動）

Ⅲ 教育課程の実施

1 教育課程編成の基本方針

本校の教育課程は，日本国憲法，教育基本法，学校教育法及び同法施行規則，小学校学習指導要領，県市教育委員会の方針，宇都宮市第2次学校教育推進計画後期計画，宇都宮市第2次学校教育スタンダードの基本目標（指導の重点），本校の教育目標，学校経営の方針を十分に踏まえ，以下に示す項目を重視して編成にあたる。

- （1）心豊かでたくましく生きる児童を育成するために，国・県・市の基本方針，児童及び地域の実態を考慮した特色ある教育課程を編成する。
- （2）児童一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図り，交流及び共同学習の推進を目指した教育課程を編成する。
- （3）「地域とともにある学校づくり」を推進するために，地域の教育力を生かし，交流・体験活動の充実を目指した教育課程を編成する。
- （4）確かな学力の向上を目指すために，各教科，道徳科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動の関連を図りながら，「小中一貫教育および地域学校園」の趣旨を生かした教育課程を編成する。
- （5）児童一人一人が生き生きとした学校生活を送ることができるようにするために，健康面や安全面に十分配慮して教育課程を編成する。
- （6）教科指導，学校行事，学級活動，委員会活動，クラブ活動，縦割り班活動等において，授業形態や単元計画，学習展開を工夫した教育課程を編成する。

2 教育課程実施の配慮点と具体策

教育課程の実施にあたっては，学校経営の本年度の努力点との関連を図り，次の事項について十分配慮する。

（1）各教科指導の充実

- ①児童が主体的に学びに取り組めるよう「さくらの学び」（つかむ・学び合う・まとめる・ふりかえる学習サイクル）を継続し，学力の向上を図る。
- ②探究学習，問題解決学習，体験学習，調査学習等，児童の興味・関心を生かし主体的・対話的で深い学びの充実に努める。また，他者との関わり合いを通して協働的な学びが促されるように工夫する。
- ③児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう，個別指導，少人数指導，習熟度別学習などの指導方法や指導体制を工夫改善しながら，「分かる授業」を展開し，学力の向上を図る。その際，特別支援教育の視点からの支援の充実も図る。

- ④学び合いや振り返りの場面において自分の考えや思いを表現し、学びを深める授業を推進する。
- ⑤児童が自らの学習を調整できるよう、課題や活動を選択したり、自身の学習の進め方について見直したりする機会を設けるなどの工夫をする。
- ⑥ICT（1人1台端末や視聴覚教材など）教材・教具の適切な活用を図り、児童が情報手段に慣れ親しみ、機器の基本的な操作や、情報モラルを身に付け適切に活用できるようにする。
- ⑦学習したことを自身の生活に生かしたり、学習を通して自己の将来について考えたりする機会を意図的に設定する。

（２）道徳教育の推進

- ① 道徳教育の全体構想・教育目標、重点目標と学年の重点目標を明確にした授業の実践に努める。
- ② 道徳科、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との密接な関連を図りながら、教育活動全体を通して児童の道徳的实践力を育成する。
- ③ 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、交流活動等を通して学んだ道徳的価値をさらに深めるなど体験を生かした授業を工夫し、内面に根ざした道徳的实践力を育成する。
- ④ 自立心を育み自律的に生きようとする態度、集団や社会との関わりの中で必要となる基本的な生活習慣、規範意識、人間関係構築力や思いやりの心、生命や自然、伝統と文化を大切にする態度を育成する。
- ⑤ 家庭や地域社会との連携を図りながら、児童の健全育成と規範意識の高揚を図る。
- ⑥ 「宮っ子心の教育」の趣旨を生かし、地域学校園における重点目標のもと9年間を見通した指導を行う。
- ⑦ 学習指導要領の趣旨、指導法や評価の在り方について研修等を通して理解を深める。また、年間指導計画の自校化・修正を行う。

（３）外国語科・外国語活動の充実

- ① 外国語科や外国語活動を通じて、言語や文化について体験的な理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。その過程で、聞くこと・話すことなどの言語活動を通して、コミュニケーションを図る能力の素地を養う。
- ② 授業以外の時間を利用したALTとの交流の場を設ける。（English お話会等）

（４）総合的な学習の時間の充実（「宇都宮学」「プログラミング教育」の実施）

- ① 総合的な学習の時間のねらいや育てたい力を明確にし、問題解決学習に積極的に取り組んだり、地域の教材・人材の活用を図ったりして、体験的な学習活動を行う。
- ② 児童の発達の段階に適切に応じるとともに、教科等の枠を超えた横断的、総合的、探究的な活動となるよう指導計画を作成する。
- ③ 児童が自らの学習を調整できるように、課題や学び方を選択したり、調べる方法を検討したりできるようにする。
- ④ 指導計画について、活動内容により弾力的運用を行えるようにする。
- ⑤ 「宇都宮学」「プログラミング教育」について、総合的な学習の時間を中心として、教科等の枠を超えた横断的、総合的な学習、探究的な活動となるよう指導計画を作成する。

(5) 特別活動の充実

①学級活動

- ・児童の必要感をもって活動テーマを設定し、問題解決に向けた一連の活動を通して、学校生活の充実と向上を図る。
- ・協働して活動する中で、力を合わせ問題を解決することの良さを実感させるとともに「人間関係形成」「社会参画」の力を高めていく。
- ・児童自らが現在及び将来の生き方を考え、「なりたい自分」を見つけることができるよう活動内容を工夫する。
- ・学級における「ほめほめ賞」活動を実施し、友達のよさを認め合う態度を育てる。

②児童会活動

- ・代表委員会では、主として4～6年生の児童が児童会活動の計画や運営を行う。
- ・委員会活動では、より良い学校生活創りのための活動を、5・6年児童一人一人が役割を担い実践していく。
- ・委員会の時間だけでなく、日々の学校生活において常時活動を行えるよう活動を計画していく。
- ・なかよし班活動(縦割り班活動)を通して、児童が互いのよさを認め合い、励まし合える人間関係を築き、学年の発達の段階に応じた役割をもって活動に参加する意識を高める。

③クラブ活動

- ・4～6年生の児童が参加し、同好の児童をもってクラブを組織する。
- ・異学年児童が協調しながら、共通の興味や関心を追究する活動を通して、各自の能力や特性を十分に発揮できるようにする。

④学校行事

- ・学校の特色を踏まえ、各教科、道徳科、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間との関連を考慮するとともに、体験的な活動を通して学校生活の充実と発展を図る。
- ・各行事のねらいを明確にし、実施方法、時期について十分に検討する。
- ・学校や地域、児童の実態に応じて内容を精選するとともに、児童のアイデアを生かした活動を積極的に取り入れ、達成感・満足感を高めるようにしていく。

(6) 児童指導の充実

①児童指導

- ・児童一人一人をよく理解し、個に応じた適切な指導・支援に努めるとともに、日頃から学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の望ましい人間関係を育てる。
- ・教職員の共通理解に基づき、「さくらのよい子」を児童の行動指標として、学級だけでなく全職員で組織的に指導にあたり、基本的な生活習慣の形成と社会規範及び公德心等の育成を図る。
- ・「いじめゼロ強調月間」(5月・10月)の設定やいじめアンケート・Q-Uの実施などにより、児童一人一人をよく見つめ理解し、いじめや不登校の予防及び早期発見と適切な指導に努める。
- ・陽西中学校と連携し、児童会が主体となって「あいさつ運動」を行い、「気持ちのよいあいさつ」の習慣化を図る。
- ・「ほめほめカード」「さくらカード」及び「キャリアパスポート」等を効果的に活用し、児童が自分のよさを認識して意欲的に学校生活を送れるように努める。

- ・各月の生活目標を設定し、目標を意識させる取組を行うとともに、振り返りの場면을ルーティン化し、目標を意識し、決まりを守ろうとする態度を育てる。
- ・SNSを介した誹謗中傷やいじめ、犯罪被害やスマホ依存等の防止に向け、スマホ・タブレット等の使用について家庭と連携して指導に努める。

②教育相談

- ・児童の学習状況及び学級や学校への適応状況について実態を把握し、いじめや不登校の早期発見と早期対応を心掛け、共通理解に基づいた全校体制の取組を推進する。
- ・教育相談週間を年2回（6月・11月）設定し、全児童について個別に教育相談を実施するとともに、随時相談ができるように相談体制の充実に努める。
- ・スクールカウンセラーや市教育センターなど関係諸機関との連携を密にして、教育相談機関を活用した児童指導を進める。

③校内支援

- ・配慮を要する児童については、児童指導主任・特別支援教育コーディネーター・SCMが中心となり、校内体制で児童支援にあたる。
- ・定例の校内支援委員会のほか、必要に応じて臨時の支援委員会（ケース会議）を開催し、支援が必要な児童の実態把握と支援内容を検討し、共通理解を図るとともに、確実に対応する。
- ・週に1回、児童指導上必要な情報について共通理解を図る機会を設け、全職員体制で組織的に児童の指導に当たる。

（7）特別支援教育の充実

- ① 児童一人一人の教育的ニーズを把握し、個に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行う。
- ② 教職員が障がい等について正しい理解を深め、全校的な支援体制を整えるとともに、家庭及び医療・福祉等の専門機関との連携を密にして、指導・支援の充実に努める。
- ③ 教育活動全体を通して、共通理解に基づいた交流及び共同学習の場を積極的に設け、特別支援学級児童の経験を広めるとともに、通常の学級児童の障がいに対する正しい理解と認識を深め、相互理解を図ることにより、児童の社会性や豊かな人間性をはぐくむ。
- ④ 年4回の校内支援委員会（定例会）を実施し、以下の事項を検討する。
 - ・支援が必要な児童の実態と支援内容に関すること
 - ・かがやきルームの運営及び利用に関すること
 - ・就学指導に関すること
 - ・交流及び共同学習の実施に関すること
- ⑤ 特別支援教育について、保護者や地域への啓発に努め、理解を広める。

（8）キャリア教育の推進

- ① 宮・未来キャリア教育の趣旨を生かし、児童一人一人が社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を支援することを通して、働くことの意義や楽しさを知り、未来に対する夢や希望をもって前向きに生きる児童を育成する。
（6年生：「宮っ子『夢』教室」の実施）

- ② 縦割り班活動，当番や係活動，清掃や学校行事の準備・運営等の勤労生産的な活動，修学旅行や冒険活動教室を通して，社会生活の中での責任や勤労などの大切さを理解させるとともに，自分の役割を果たそうとする意欲や態度を育てる。各学年において，キャリア教育に関する指導内容を洗い出し，年間指導計画に位置付け，地域学校園の中学校との連携を図り，系統的に指導していく。※キャリアパスポートの活用
- ③ キャリア教育のねらいや実践事例等についての研修を積み，教師の指導力の向上を図る。

(9) 人権教育の充実

- ①豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに，人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き，差別のない望ましい人間関係を確立しようとする態度を育てる。
- ②人権教育の全体計画に基づき，各教科及び道徳科・特別活動等の指導を中心に教育活動全体を通してその充実に努める。
- ③児童一人一人が豊かな人権感覚を身に付け，自分を大切にする心，他人を思いやる心を育成できるように努める。
- ④教職員自らの人権教育に対する理解の深化と積極的姿勢，使命感の確立に努めるとともに，基底的指導の徹底に努める。
- ⑤学校経営を基盤に，教職員と児童の信頼関係及び児童相互が思いやりをもち，認め合い助け合う人間関係の育成に努める。
- ⑥授業参観・学級懇談・学年だより等を通して保護者に対する啓発活動の推進に努める。
- ⑦海外から帰国した児童及び外国籍の児童の指導においては，一人一人の実態を把握し，当該児童が自信や誇りをもって学校生活における自己実現を図ることができるように配慮する。

(10) 学校図書館教育の充実

- ①図書館利用を通して，望ましい読書習慣の形成を図るとともに，調和のとれた心豊かな児童の育成を図る。また，問題の解決や探究活動に主体的・創造的に取り組む態度を養い，学習に対する興味・関心の喚起と学習の個別化・個性の伸長を図る。
- ②児童の想像力や好奇心を呼び起こし豊かな心を育むための選書や資料収集に努め，読書活動，読書指導の場としての読書センターの機能を充実させる。
- ③学習情報センターとしての機能を果たすために各種教育メディアの収集，充実および館内整備に努めるとともに，児童の自発的・主体的な学習活動を支援するためのレファレンス活動および情報処理の支援を行う。
- ④図書館だよりの発行・新刊図書の紹介など，児童が親しめる図書館の運営を工夫する。また，朝の読書の時間設定，読書週間の全校的な取り組み等の読書指導の充実を図り，読書活動の活性化を図り，読書を通して豊かな心を育てる。
- ⑤地域ボランティアの読み聞かせを通して，読書への興味・関心を高めたり，公共図書館の巡回図書や団体貸し出し・希望図書制度などを効果的に活用したりするなど，より充実した読書生活を送れるよう諸機関との連携を図る。
- ⑥小中一貫教育に関連して，地域学校園内各校との情報交換の充実を図るとともに，発達の段階に応じた利用指導を通して，主体的・意欲的な学校図書館の利活用を進める。

(1 1) 情報メディア教育の充実

- ① 1人1台端末をはじめとする情報機器及び視聴覚機器を自由に操作できるようにするとともに、情報メディアから有効な情報を自ら考えて収集して、効果的に活用する情報活用能力を育成するための学習活動を充実する。
- ② インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題を踏まえ、情報メディアを利用する際に守らなければならないマナーや、情報モラルを理解し身に付け、ネット依存等の防止を含むデジタル・シティズンシップを育成する。
- ③ 各教科・領域の学習活動において、1人1台端末等を効果的に活用することができるようにする。GIGAスクール構想実現イメージSTEP2の実現「教科の学びを深め、学びの本質に迫る」に向けて協働学習ソフト等を活用した授業を行えるようにする。

(1 2) 国際理解教育の充実

- ① 自国の文化・伝統に対する理解を深めさせるとともに、広い視野をもって異なる文化や生活習慣を互いに理解し、他国を尊重し国際社会の平和や発展に貢献し、共に生きていこうとする姿勢と互いに尊重し合う態度を育てる。
- ② 国際社会に生きる日本人としての自覚をもち、今後の国際社会に通じる実践的なコミュニケーション能力を育成できるよう、互いの立場や考えを尊重して伝え合う能力を育成し、協力する態度や共生の精神など、社会生活をする上で必要とされる社会性の基礎を確実に身に付けさせる。
- ③ 国際理解教育と外国語科・外国語活動や国語、また総合的な学習の時間、各教科等の関連を図りながら指導計画の中に明確に位置付け、教育活動全体を通して推進する。
- ④ 外国語科・外国語活動との関連を図り、ALTを活用して外国の生活や文化に触れたり、英語学習に慣れ親しんだりするなど体験的な学習活動を進め、積極的にコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する。

(1 3) 環境教育の充実

- ① 豊かな自然や身近な環境とのふれあい体験などを通して、自然に対する豊かな感性を育てるとともに、身近な環境問題に関心と正しい認識をもち、環境や自然と人間との関わりについて総合的な理解を深め、環境を大切にする心を育てる。
- ② 環境教育の観点から身近な自然や生き物とふれあう活動を多く取り入れた学習活動を行う。
- ③ 環境保全の観点から、身の回りの環境との関わりを考えて生活したり、資源の有効活用を図ったりする態度を育て、SDGsを意識した取組を進める。
- ④ 委員会活動を中心に、ごみの減量化・節水・節電・紙のリサイクル等の意識を高めるとともに、校内の環境を整える常時活動を推進する。
- ⑤ 環境について正しい理解を深め、環境を大切にし、環境の保全に配慮した行動が取れるようにするため、社会科、理科、生活科、家庭科などの教科や道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等との関連を図りながら、教育活動全体を通して環境教育を推進する。

(1 4) 福祉教育の充実

- ① 福祉教育の重要性を理解し、全教育活動の中で、助け合い、励まし合い、思いやりの心、感謝の心など敬愛の精神や相互扶助の精神を育むことにより主体的に実践する能力と態度を育てる。

- ②総合的な学習の時間の中に福祉教育を位置付け、体験を通して実践的な態度を養う。
- ③地域にある幼稚園・保育園との交流活動、地域高齢者とのふれあい活動、高齢者福祉施設との交流、特別支援学校児童との居住地交流等、実践的な活動を進め共生・共同の態度を育てる。
- ④広報活動や授業参観などを通して、福祉教育の重要性を家庭や地域社会に広める。

(15) 健康教育の推進

①元気アップ教育

- ・「体力向上」、「保健教育」、「食育」、「安全教育」の4つの教育を一体的に捉えながら、それぞれの教育について計画に基づき指導の充実を図り、子どもたちが生涯を通じて健康に生活できる心と身体を育成することを目指す。
- ・教科や特別活動、休み時間などの学校生活全体において、「体力向上」、「保健教育」、「食育」、「安全教育」に取り組み、体力向上を図るとともに、健康や安全についての自己管理能力を育成する。

②体力向上教育

- ・元気アップ教育との関連を図り、児童が生涯にわたって、運動やスポーツを豊かに実践する資質や能力を身に付けることができるようにし、健康の増進と体力の向上を図るため、学校の教育活動全体を通して発達の段階に応じた指導の充実に努める。
- ・体力づくりと望ましい仲間づくりを目指して「なかよしタイム」や運動委員会による運動集会を設定し、意図的計画的に運用する。
- ・「朝の一分間体操」「なわ跳び検定」「校内縄跳び大会」「うつのみや元気っ子プロジェクト」「うつのみや元気っ子チャレンジ」の取組等を実施して自己の記録を振り返るとともに、常に目的をもって意欲的に練習に参加し健康の保持増進と体力の向上が図れるように努める。

③学校保健

- ・健康診断の適正な実施、家庭との連携による健康管理・保健指導を行い、健康で心たくましい子の育成に努める。
- ・健康観察を適切に実施し、児童の心身の異常の早期発見に努める。
- ・日常生活における病気やけがの予防に関心をもたせ、学校教育全体を通じて健康な生活をするために必要な習慣や態度を育成する。
- ・「にこにこタイム」を年間2回設定し、健康に関する興味関心をもたせ、児童の生活習慣の改善が図れるよう指導する。
- ・学級担任と養護教諭との連携による保健教育を実施する。
- ・保護者や地域に学校保健の理解を深めてもらうため、食育推進・学校保健委員会を開催する。
- ・「保健だより」を発行し、本校の健康課題や児童の心身の健康に関する保健情報を提供し、保護者の関心が深まるよう啓発する。

④学校安全

- ・日常生活における安全のために必要なことを理解させるとともに、「自分の命は自分で守る」ことを最優先に危険に対する的確な判断力や安全に行動できる態度を育てる。
- ・日常における危機管理の徹底について、共通理解を図りながら、児童の安全管理に努める。

- ・毎月1回，登校指導・下校指導・校内安全点検で，通学路や校舎内外の施設・設備の点検を実施し，安全指導と事故防止の徹底を図る。また「さくら地区8の日運動」に参加し，地域と連携して安全な環境づくりを図る。
- ・避難訓練（火災・地震・竜巻・不審者対応）や引き渡し訓練を計画的に実施し，有事において安全な行動がとれるよう，安全教育の充実を図る。
- ・交通ルールやマナーを守り，安全に行動できる能力や態度を育成するため，「交通安全教室」を実施するとともに，朝の会・帰りの会及び学級活動等での日常的な安全指導を通して実践力を育成する。
- ・登下校指導や不審者対応については，PTAや地域関係機関と連携し対応する。

⑤食に関する指導

- ・児童一人一人が正しい食事の取り方や望ましい食習慣を身に付け，食を通して自らの健康管理ができる力を育成し，生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることができる素地を養う。
- ・学級活動および教科において，学校栄養士の専門性を生かし，栄養のバランスや規則正しい食生活，食品の安全性など，発達の段階に応じた食に関する指導を推進する。
- ・学校栄養士・養護教諭が連携して，「にこにこタイム」を実施し，食事のマナー・食育・食後の歯みがき等の大切さについて指導し，食に対する関心を高める。
- ・個に応じた指導や家庭との連携を図り，栄養に関心をもち，バランスのとれた食事を心掛け，自ら健康な身体 of 育成に努めようとする態度を育てる。
- ・児童の食物アレルギーに関する調査を実施し，きめ細かな対策を実施する。また，食物アレルギー対策検討委員会等を開くとともに，家庭との連携を密にして対応を図る。
- ・食育推進・学校保健委員会を開催し，保護者や地域住民に学校給食や食と健康との関連等の理解を深める。

⑥性教育・薬物乱用防止教室

- ・生命誕生及び心身の発育・発達における個人差について理解するとともに，自己の性を認識し，自分を大切にしようとする心情や態度を育てる。
- ・保健教育の中で，男女の体の特徴や発達の仕方を理解して互いの人格を尊重し合い，相手を思いやる心情や態度を育てる。
- ・学級担任と養護教諭との連携による保健教育を推進する。
- ・人権尊重の観点から，エイズをはじめとした各感染症について正しく理解し，社会的偏見や差別を受けがちな人々に対する正しい認識と態度を養う。
- ・学校薬剤師・警察等の専門家の協力を得て，薬物乱用防止教室を実施し，健康の大切さに気付かせるとともに，薬物等の誘惑を断る力を身に付けさせる。

（16）家庭・地域との連携

①開かれた学校づくり

- ・12月の土曜日に，本校保護者，地域学校園内の他校教職員，地域協議会委員および次年度就学予定児の保護者，地域住民に授業を公開する。
- ・全学年同一日での授業参観を4月・6月・2月に実施する。4月・2月には，保護者懇談会を行う。

- ・学校だより・学年だより等を定期的に発行しさくら連絡網で発信するとともに、学校ホームページを定期的に更新し、家庭・地域との連携を密にする。
- ・「魅力ある学校づくり地域協議会」の充実を図り、学校教育への理解を深めてもらうとともに、地域協議会委員からの意見を教育活動に生かすようにする。
- ・保護者、地域住民を学校支援ボランティアとして活用し、教育活動の充実を図る。
- ・県立博物館等の校区内にある教育・文化施設の活用を図る。

②幼保小の連携

- ・5月・2月に幼保小連携部会を開き、連携の計画を立て、活動の反省と次年度の方針を立てる。
- ・発達の段階に合わせて第1，2学年と交流活動を推進し、幼保小の連携を深める。
- ・各園の参観や小学校の参観を通して発達の段階の相互理解を深める。

(17) 地域学校園の交流

- ・陽西地域学校園の課題を受けて、9年間を見通し一貫した指導に取り組む。
- ・各部会の他に全職員参加の全体研修会を開催し、共通歩調による推進に努める。
- ・部会を中心に小中一貫教育の趣旨を生かした取組を推進する。

小中一貫教育乗り入れ授業

地域学校園あいさつ運動